

# 本市における地球温暖化対策のあり方について

〈答申〉

素案

仙台市環境審議会

## 目次

はじめに	1
<b>第1章 検討の背景</b>	2
1 地球温暖化を取り巻く世界や日本の状況	2
2 仙台市における気候変動とその影響	3
(1) 気温及び降雨の状況	3
(2) 気候変動予測	3
(3) 気候変動の影響	4
3 市域の温室効果ガス排出量	5
4 仙台市の温室効果ガス削減目標	5
5 地球温暖化防止に向けた市の取り組み	6
6 地球温暖化対策を推進するための条例等の必要性	7
<b>第2章 地球温暖化対策を推進するための条例のあり方</b>	8
1 基本事項の整理	8
(1) 条例の位置づけ	8
(2) 条例と「仙台市地球温暖化対策推進計画」との関係	8
(3) 他政令指定都市における関連条例の制定状況	9
(4) 検討にあたっての考え方	10
2 条例に盛り込むべき内容	11
(1) 目的	11
(2) 基本理念	11
(3) 各主体の責務	12
(4) 地球温暖化対策等の推進に関する計画	15
(5) 事業活動に係る温室効果ガス削減対策	16
(6) 各主体による地球温暖化対策等	17
(7) 雑則	23
<b>第3章 (仮称) 温室効果ガス削減アクションプログラムの制度内容</b>	24
1 基本事項の整理	24
(1) 事業活動に伴う温室効果ガス排出量の状況	24
(2) 省エネ法の届出と(仮称)温室効果ガス削減アクションプログラムとの比較	28
(3) 他自治体における制度導入状況	29
(4) モデル事業の実施	30
2 アクションプログラムの制度内容	33
(1) 検討にあたっての考え方	33
(2) 制度の枠組み	33
(3) 制度対象事業者	34
(4) 計画書及び報告書の作成・提出	34
(5) 助言・支援	36
(6) 評価及び評価結果の公表	36
(7) 表彰	36
(8) 中小規模事業者(一般事業者)の参加を促す仕組み	37
(9) その他	37
<b>第4章 本市における地球温暖化対策を推進するための条例のあり方</b>	38
おわりに	47
参考資料	48

## はじめに

地球温暖化による気候変動や自然災害の増加は、地球規模での喫緊の課題であり、仙台市域においても、近年はその影響が表れはじめている。市は、2016年3月に改定した「仙台市地球温暖化対策推進計画 2016-2020」において、2015年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」を踏まえた国の削減目標に上乗せした温室効果ガス削減目標を掲げ、地球温暖化対策を推進してきたが、温室効果ガス排出量は東日本大震災後に増加し高い水準で推移している状況である。

こうした中、仙台市環境審議会は、2018年9月に仙台市から地球温暖化対策を推進するための条例のあり方や、事業活動による温室効果ガス及びエネルギーコスト双方の削減を図る「(仮称)温室効果ガス削減アクションプログラム」の制度内容の検討を含めた、仙台市における地球温暖化対策のあり方について諮問を受け、審議を行うこととした。

本審議会では、「地球温暖化対策検討部会」（以下、「検討部会」という。）を設置し、地球温暖化を取り巻く状況や本市の対応など、地球温暖化対策を推進するための条例のあり方や(仮称)温室効果ガス削減アクションプログラムの検討にあたっての背景を改めて確認するとともに、2016年10月から2018年3月まで、市が市内10事業所の協力を得て実施した(仮称)温室効果ガス削減アクションプログラムのモデル事業の結果や参画事業所の意見等、国の施策の枠組み、他政令市の事例などを踏まえつつ、本市の特色も考慮して検討を重ねた。

本審議会は、検討部会の議論を踏まえ、低炭素都市の実現に向けた地球温暖化防止を進めるための対策について審議を行い、本報告をとりまとめた。

仙台市においては、本報告の趣旨を踏まえて条例を制定するとともに、市・事業者・市民が一体となって実効性ある地球温暖化対策の推進を図ることを強く要望する。

# 第1章 検討の背景

## 1 地球温暖化を取り巻く世界や日本の状況

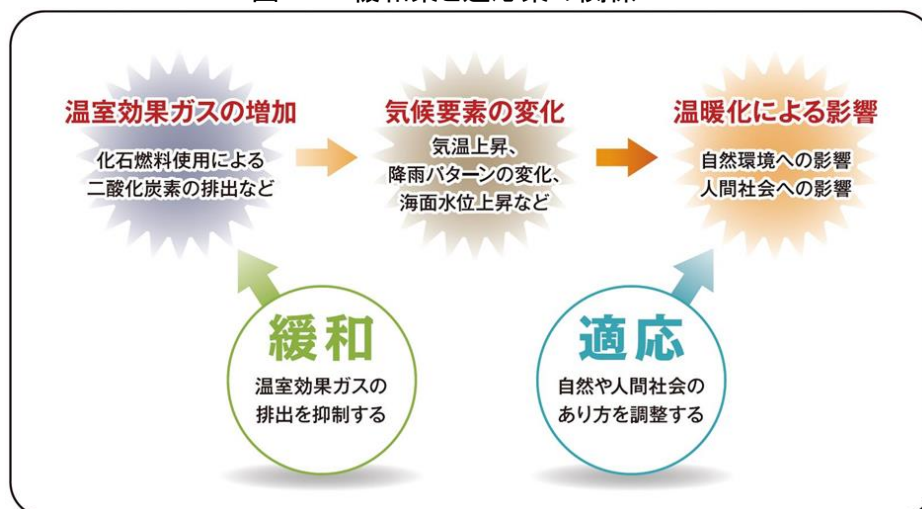
気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書（2014年）によれば、気候システムの温暖化には疑う余地がなく、また、1950年代以降、観測された変化の多くは数十年から数千年間にわたり前例のないものであると指摘されている。また、地球温暖化を一因とする気候変動が進むほど、豪雨による洪水、農産物の収量や品質の悪化、熱中症による健康被害など、様々なリスクが高まるとされている。

このような状況の中、2015年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択され、2016年に発効した「パリ協定」の「産業革命以前からの気温上昇を2℃未満に抑える」という方向性のもと、世界各国が温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいる。

国は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため2016年5月に策定した「地球温暖化対策計画」において、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減する目標を掲げ、国、自治体、事業者及び国民の各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを定めている。

また、地球温暖化対策を進めるにあたっては、温室効果ガスの排出量を抑制する「緩和策」に加え、緩和策を進めてもなお避けることが困難な一定程度の気候変動による影響に対し自然や人間社会のあり方を調整する「適応策」を併せて進めることが必要とされている（図1-1）。2018年6月には「気候変動適応法」が公布され、同年12月より施行されている。

図1-1 緩和策と適応策の関係



[出典] IPCC 第5次評価報告書の概要-第2次作業部会（影響、適応及び脆弱性）-環境省

## 2 仙台市における気候変動とその影響

### (1) 気温及び降雨の状況

仙台市においても地球温暖化を一因とする気候変動とその影響が顕著となっており、日最高気温、日平均気温、日最低気温が上昇傾向にある（図 1-2）。また、局所的かつ短時間での集中的な大雨など極端現象（異常気象）が懸念されている（図 1-3）。

図 1-2 仙台における年平均気温の変化傾向

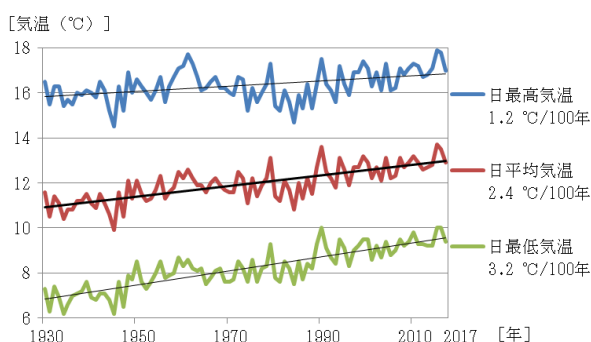
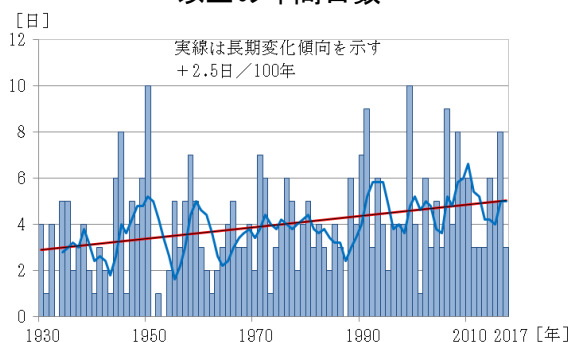


図 1-3 仙台における日降水量 50mm 以上の年間日数



[出典]気温・降水量ともに仙台管区気象台データを加工

### (2) 気候変動予測

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の温室効果ガス排出シナリオ（SRES A1B）<sup>\*1</sup>に基づき気象庁の気候予測モデルで将来気候（2076-2095年平均）と現在気候（1980-1999年平均）の差を計算すると、21世紀末には仙台市の気温が約3℃上昇するおそれがあり、また、激しい雨の発生回数も、一層増加するおそれがあると予測されている。

<将来予測資料に関する注意点>

- ・地球温暖化予測の前提となる温室効果ガスの将来変化は、単一のシナリオについてのみ予測対象としている。このため、他のシナリオを用いた場合には、異なる予測結果となる可能性がある。
- ・降水の変化予測は、気温に比べて一般に不確実性が大きい。これは、台風や梅雨前線に伴う大雨等の顕著現象の頻度や程度は年々の変動が大きいことに加え、空間的な代表性が小さい（狭い地域で集中的に降る等）うえに発生頻度が稀であって20年程度の計算対象期間を設けても統計解析の標本数が少ないため、系統的な変化傾向が現れにくい場合があることによる。
- ・地球温暖化予測は、自然変動に伴う気候の「ジグザグ」な揺らぎの影響を取り除いて、温室効果ガスの増加に伴って「じわじわ」と進行する長期的な変化の傾向を検出することが目的である。しかしながら、近未来を対象とする予測では、想定される温室効果ガスの増加幅が小さいため、「じわじわ」に対して「ジグザグ」な自然の揺らぎの大きさが卓越して、長期変化傾向の評価が難しくなる場合がある。

\*1 IPCC が 2000 年に発表した、社会的・経済的動向による将来の温室効果ガス排出量の変化を予測したシナリオのうち、グローバル化による高い経済成長と、21 世紀半ば以降減少に転ずる世界人口を仮定したものの。

### (3) 気候変動の影響

国の気候変動適応計画（2018年）において掲げられている56項目の気候変動影響には、気候や植生などの地域特性を踏まえると仙台市においては緊急性が低いものが含まれており、市は文献調査などにより仙台市に関わりうる項目を抽出している（表1-1）。気候変動の影響を受ける項目については、今後さらに増加することが予想される。

表1-1 仙台市に関わりうる気候変動影響項目

分野	大項目	小項目	国			仙台市(宮城県)	
			現在及び将来予測される影響	重大性	緊急性	確信度	現在及び将来予測される影響
水産業 農業・林業・	農業	水稲	・品質低下（白未熟粒、一等米比率低下など）	●	●	●	・品質低下（同）
		病害虫・雑草	・ミナミアオカメムシの分布域拡大	●	●	●	・カメムシ類の発生増
生態系	自然	分布・個体群の変動（在来生態系）	・昆虫分布域の北上、ライフサイクル変化	●	●	●	・生業に関わる陸域及び内水生態系や生物多様性等が失われるリスク
自然災害・沿岸域	河川	洪水	・大雨事象発生頻度が経年的に増加傾向 <sup>*1</sup>	●	●	●	・集中豪雨の発生頻度の増加（予測）
		内水	・大雨事象発生頻度が経年的に増加傾向 <sup>*1</sup>	●	●	▲	・日降水量50mm以上の日数増加
	沿岸	高潮・高波	・高波リスク増大の可能性	●	●	●	・海面上昇及び高波の増大（予測）
	山地	土石流・地すべり等	・土砂災害の年間発生件数増加 <sup>*2</sup>	●	●	▲	・土砂災害発生リスク増大（予測）
健康	暑熱	熱中症	・熱中症搬送者数の増加	●	●	●	・熱中症患者数の増加
都市生活	国民生活・その他	暑熱による生活への影響等	・市街地のヒートアイランド進行 ・熱中症リスクの増加、睡眠障害など	●	●	●	・市街地の気温上昇

\*1 この傾向が気候変動によるものであるとの十分な科学的根拠は未だ得られていない。

\*2 気候変動と土砂災害等の被害規模とを直接関連づけて分析した研究・報告は多くない。

凡例					
【重大性】	●：特に大きい	◆：「特に大きい」とはいえない	—：現状では評価できない		
【緊急性】	●：高い	▲：中程度	■：低い	—：現状では評価できない	
【確信度】	●：高い	▲：中程度	■：低い	—：現状では評価できない	

### 3 市域の温室効果ガス排出量

市域の温室効果ガス排出量は、東日本大震災後に増加し、近年は減少傾向にあるものの震災前よりも高い水準で推移している（図 1-4）。温室効果ガス排出量の部門別内訳では、事業者から排出される「産業部門」と「民生業務部門」を合わせると、全体の約 51%を占め、「運輸部門」は全体の約 25%を占めている（図 1-5、表 1-2）。

図 1-4 仙台市域の温室効果ガス排出量の推移

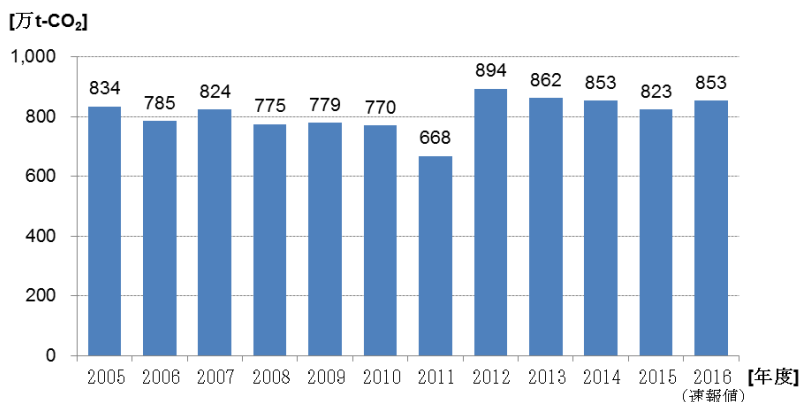


図 1-5 温室効果ガス排出量の内訳

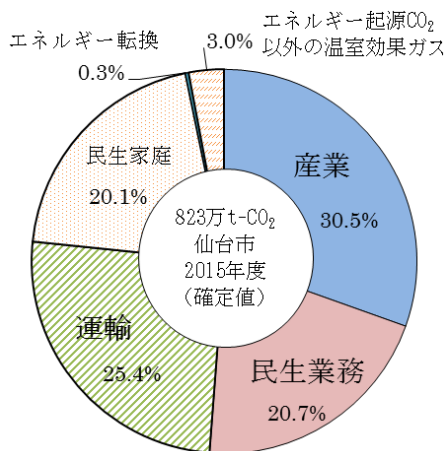


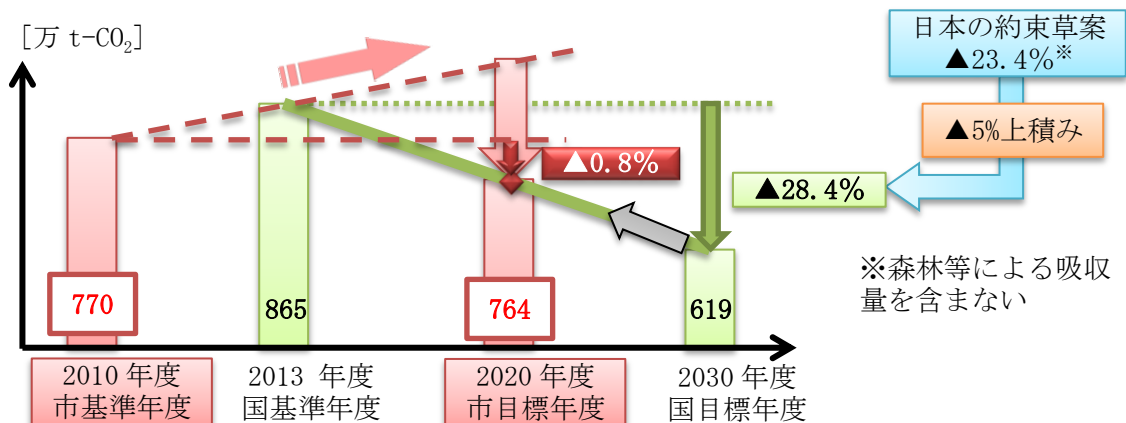
表 1-2 温室効果ガスの排出区分

部門	概要
産業	農林水産業、製造業、鉱業、建設業における燃料・電力の使用に伴う排出
民生業務	事務所・ビル、商業・サービス業施設などにおける燃料・電力の使用に伴う排出
運輸	自動車、船舶、鉄道における燃料・電力の使用に伴う排出（自家用車を含む）
民生家庭	家庭における燃料・電力の使用に伴う排出（自家用車の使用に伴う排出は運輸で計上）
エネルギー転換	発電所等におけるエネルギー転換（例：石油から電力等）のための燃料の自家消費に伴う排出
エネルギー起源CO <sub>2</sub> 以外の温室効果ガス	廃棄物焼却等に伴うCO <sub>2</sub> 、自動車の走行に伴うN <sub>2</sub> Oなど

### 4 仙台市の温室効果ガス削減目標

2016年3月に改定した「仙台市地球温暖化対策推進計画 2016-2020」では、市域の温室効果ガス排出量を2020年度に2010年度比で0.8%以上削減し、764万トン-CO<sub>2</sub>以下にするという目標を掲げている。この目標は、仙台市の排出量が震災後、高めの水準で推移していることを踏まえ、目標年度における排出量を震災前まで引き戻し、さらに削減を目指すというもので、国の約束草案における2030年度の削減目標に5%上積みした目標からバックキャストにより算出している（図 1-6）。

図 1-6 バックキャストによる削減目標の考え方



## 5 地球温暖化防止に向けた市の取り組み

市は、上記4の削減目標の達成に向け、「仙台市地球温暖化対策推進計画 2016-2020」において、国による温室効果ガス削減の取り組みと併せ、市独自の取り組みを掲げその推進を図っている。

### ○ 「仙台市地球温暖化対策推進計画 2016-2020」における重点プロジェクト

市独自の取り組みとして、以下の重点プロジェクトを設定し各種の施策を推進するとともに、市の事務・事業に関しても温室効果ガス削減に向け率先した取り組みを行っている。特に、下記の重点プロジェクト3「快適な暮らしや地域経済を支える省エネ促進」においては、事業者の温室効果ガス及びエネルギーコスト削減に向けた仕組みづくりに着目し、検討に向けたモデル事業を行っている。

#### 【重点1】エネルギー自律型のまちづくり

東日本大震災における経験と教訓を踏まえ、平時においてはまちの低炭素化に資することができ、災害時にはエネルギー供給源の確保により災害リスクへの対応力が高まるエネルギー自律型まちづくりを進める。

#### 【重点2】低炭素な交通利用へのシフト

地下鉄東西線の開業を契機として都市軸を生かしたまちづくりや公共交通機関の更なる利用を促進し、低炭素な交通利用（移動手段）へのシフトを図る。



### 【重点3】快適な暮らしや地域経済を支える省エネ促進

市民の日常生活や事業者の経済活動において、無理なく省エネが促進されることにより、家計にやさしく快適な暮らしやエネルギーコストの低減による地域経済支援が実現される社会を目指す。

### 【重点4】3R×Eで低炭素

日々の生活や事業活動から出るごみを減らすため、リデュース（発生抑制）、次いでリユース（再使用）に努めた上で、排出されるごみのリサイクル（再生利用）の3Rや処理工程における熱エネルギーの有効活用を行う。

### 【重点5】杜を守り、杜に護られる仙台

「杜の都」に象徴されるみどりや自然環境を保全することにより、市街地の熱環境改善や自然生態系の維持など、自然環境からの恩恵を受けながら気候変動影響リスクの低減を図る。

### 【重点6】せんだいE-Action

市民・事業者との協働により、「省エネ」「創エネ」「蓄エネ」の「3E」を普及浸透させ、一人ひとりが未来のエネルギーの使い方を考え、持続可能なライフスタイルと災害に負けないくらしの実現を目指す。

## 6 地球温暖化対策を推進するための条例等の必要性

上述のとおり、地球温暖化の防止は地球規模での喫緊の課題となっており、市域における温室効果ガスの削減に向けては、市、事業者、市民が一体となって一層の取り組みを進める必要がある。

また、市域における温室効果ガスのうち、事業活動からの排出量は大きな割合を占めており、事業者と市が協働して、温室効果ガスとエネルギーコスト削減に取り組んでいくことが重要である。

こうしたことから、市、事業者、市民の地球温暖化対策を推進するための条例のあり方を検討し、事業活動からの温室効果ガス排出削減の取り組みも含め、地球温暖化対策に関する各主体の責務や取り組みを位置づけることにより、地球温暖化対策に総合的かつ計画的に取り組んでいく必要がある。

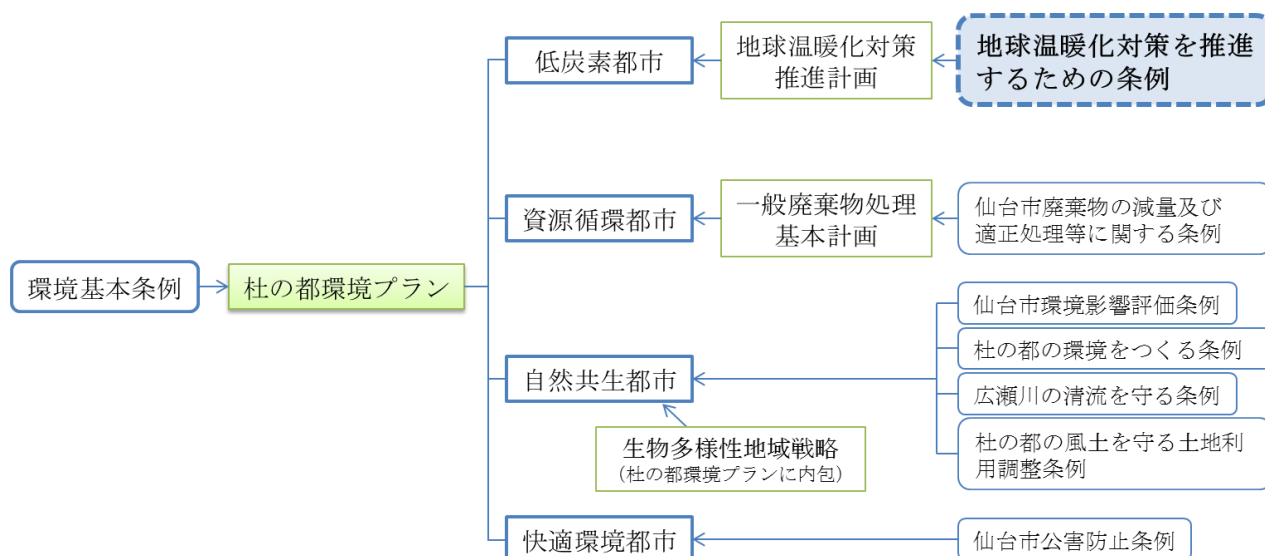
## 第2章 地球温暖化対策を推進するための条例のあり方

### 1 基本事項の整理

#### (1) 条例の位置づけ

市は、「仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）」において、目指すべき環境都市像の一つとして「低炭素都市」を掲げている。これを踏まえ、市が条例を制定するにあたっては、「低炭素都市」の実現に向けて地球温暖化対策を総合的かつ計画的に進めるための条例とすることが望ましいと考える（図2-1）。

図2-1 地球温暖化対策を推進するための条例の位置付け



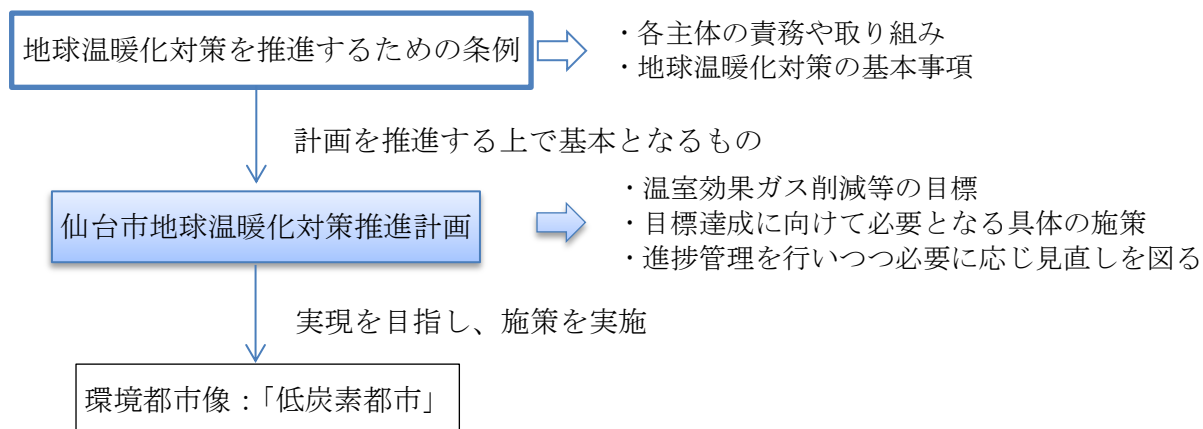
#### (2) 条例と「仙台市地球温暖化対策推進計画」との関係

市は、「仙台市地球温暖化対策推進計画」に基づき、事業者や市民と協働して各種の施策を推進しており、条例に盛り込むべき内容の検討にあたっては条例と当該計画との関係を整理しておくことが肝要である。

条例は、自治体が議会の議決を経て定めるものであり、市、事業者及び市民の責務や取り組み、その他地球温暖化対策の推進に関する基本的な事項について規定すべきものとする。

一方、市域の温室効果ガス削減等の目標やその達成に向けて必要となる具体の施策については、市が一定の計画期間において進捗管理を行いながら必要に応じ見直しを図ることが望ましく、「仙台市地球温暖化対策推進計画」に定めるべきものとする（図2-2）。

図 2-2 条例と仙台市地球温暖化対策推進計画との関係



### (3) 他政令指定都市における関連条例の制定状況

条例に盛り込むべき内容の検討にあたっては、他政令指定都市の事例を参照しつつ進めるものとする。

他政令指定都市の地球温暖化対策に関連する条例については、20市のうち9市において既に制定されている。

条例の形態としては、川崎市、相模原市、京都市、広島市の4市で地球温暖化対策に関する個別条例を制定しているほか、札幌市、さいたま市、横浜市、名古屋市の4市では、生活環境保全に関する条例において、地球温暖化対策に関する規定を含めている。また、大阪市においては、再生可能エネルギー等に関する条例において、地球温暖化対策に関する規定を含めている（表 2-1）。

上記（1）で述べたように、今回検討を行う条例については、地球温暖化対策に関する個別条例とすることを想定し、同様の個別条例を制定している川崎市、相模原市、京都市及び広島市の規定を参考にすることとする。

表 2-1 他政令指定都市の地球温暖化対策に関連する条例

形態	都市名	名称
①地球温暖化対策に関する個別条例	川崎市	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例
	相模原市	相模原市地球温暖化対策推進条例
	京都市	京都市地球温暖化対策条例
	広島市	広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例
②生活環境保全に関する条例で地球温暖化対策に関する規定を含む	札幌市	札幌市生活環境の確保に関する条例
	さいたま市	さいたま市生活環境の保全に関する条例
	横浜市	横浜市生活環境の保全等に関する条例
	名古屋市	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例
③再生可能エネルギー等に関する条例で地球温暖化に関する規定を含む	大阪市	大阪市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会の構築に関する条例

#### (4) 検討にあたっての考え方

上記(1)～(3)に述べた事項のほか、条例に盛り込むべき内容の検討にあたっては、次の点に留意する。

- ・ 仙台市の特色、例えば「杜の都」と称される良好な環境や、将来の災害や気候変動リスクなどの脅威にも備えた「防災環境都市・仙台」などの要素を踏まえた内容とする。
- ・ 事業者及び市民の取り組み内容は、負担を考慮し、それぞれの努力義務とすることを基本とする。
- ・ 地球温暖化に関わる国の情勢や施策を踏まえるとともに、市の他条例や施策との整合を図る。法律や市の他条例で同趣旨の義務が課されている場合は、基本的には条例に規定せず、当該法律及び他条例に委ねることとする。
- ・ なお、「(仮称) 温室効果ガス削減アクションプログラム」については、「エネルギー使用の合理化等に関する法律」において、一定以上のエネルギーを使用する事業者に対して報告書等の提出の義務が課されているものの、事業者に対する国の働きかけは限定的であるのに対し、本制度は温室効果ガス排出削減に向け市が積極的に働きかけを行う仕組みとなっている。また、先行的に実施したモデル事業においても、温室効果ガスの削減効果が一定程度確認できることから、条例に位置づけることとする。

## 2 条例に盛り込むべき内容

### (1) 目的

この条例の目指すところは、市域における地球温暖化対策等（※）が総合的かつ計画的に推進されることにより、現在及び将来の良好な環境の確保に寄与することである。

そのためには、この条例において基本理念や基本となる事項を定め、地球温暖化対策等に取り組む市の姿勢を内外に示すとともに、市域におけるステークホルダーである各主体の責務を明らかにするとともに、地球温暖化防止に向けて協働して取り組むことを示す必要がある。

- 地球温暖化対策等の推進について、市、事業者、市民等及び一時滞在者の責務を明らかにすること。
- 地球温暖化対策等の基本となる事項を定めることにより、地球温暖化対策等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の良好な環境の確保に寄与すること。

（※）従来からの地球温暖化対策（緩和策）と気候変動適応に関する施策（適応策）を併せ、「地球温暖化対策等」とする。

### (2) 基本理念

この条例の基本理念では、地球環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市の実現や、「杜の都」と称される仙台市の良好な環境の継承といった本市の方向性を踏まえるとともに、そこから導かれる施策の基本的な方向性について言及する必要がある。

また、近年では、温室効果ガスの排出抑制を目指す「緩和策」に加え、地球温暖化が気候へもたらす影響にあらかじめ備える「適応策」の二つが地球温暖化対策を進める上での両輪とされている。

このような中、市は、東日本大震災における経験を踏まえ「防災環境都市・仙台」を標榜しており、国においても 2018 年 12 月に「気候変動適応法」が施行されたところである。このような状況を鑑み、地球温暖化対策等が災害や気候変動による脅威への備えにつながる点についても言及することが重要である。

さらに、従来、地球温暖化対策等は、ともすれば省エネの推進などの努力が経済活性化や快適な市民生活と相反するといったイメージを抱かれがちであった。しかしながら、近年のSDGs(持続可能な開発目標)<sup>\*2</sup>やESG投資<sup>\*3</sup>に対する世界的な動きを踏まえれば、省エネ等に関する技術革新や取り組みの拡大は、むしろ経済の活性化を促進するものと認識されるようになってきている。市が条例を制定するにあたっては、将来にわたる持続可能な都市づくりに向け、地球温暖化対策等が地域経済の発展や市民生活の向上にもつながり得ることに言及すべきと考える。

- 地球環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な都市の実現を目指すこと
- 杜の都の良好な環境の将来の世代の市民への継承を目指すこと
- 気候の変動による影響に対応した安全で安心な地域社会の実現を目指すこと
- 地域経済の発展及び市民生活の向上との調和を図ること

### (3) 各主体の責務

地球温暖化対策等の推進に向けては、市、事業者、市民等という全てのステークホルダーが協働して取り組むことが重要であり、条例において、それぞれが果たすべき責務を明示する必要がある。

#### ア 市の責務

市は、基本理念にのっとり、行政として総合的かつ計画的な地球温暖化対策等を策定するのみならず、事業者、市民等が行う取り組みを後押しし、本市における地球温暖化対策等を総合的に推進していくことが重要であり、市の責務として盛り込むことが必要である。

さらに、市は庁舎・施設におけるエネルギー消費や各種公共サービスの提供に伴い温室効果ガスを排出する大規模事業者でもあることから、それらの事務事業に伴う温室効果ガスの排出の抑制等や気候変動適応に関し、率先して対策を講じる必要がある。

地球温暖化対策等においては、「緩和策」と「適応策」のベストミックスが重要であることから、双方の適切な推進を市の責務と位置付けるべきと考える。

\*2 2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成される。

\*3 投資の意思決定において、従来型の財務情報のほか、企業の長期的な成長のために必要とされる環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の3つの観点(ESG)も考慮に入れる手法をいう。

これらに加え、地球温暖化対策等が推進されるためには、教育及び学習の場や機会を市民等に提供するとともに、各種の啓発・広報活動を充実させることにより、事業者や市民等が理解を深めて主体的・積極的に地球温暖化対策等に取り組めるような環境を整えることが重要である。

また、地球温暖化対策等は世界規模の課題であり、国等と連携し、国際協力を推進することが重要である。

- 市は、基本理念にのっとり、総合的かつ計画的な地球温暖化対策等を実施する責務を有する。
- 市は、自らの事務及び事業に関し、地球温暖化の防止及び気候変動適応のための必要な措置を講じるものとする。
- 市は、事業者及び市民等の地球温暖化対策等に関する関心と理解を深めることができるよう、広報その他の啓発活動を行うものとする。
- 市は、国、他の地方公共団体等と連携し、地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する国際協力を推進するよう努めなければならない。

## イ 事業者の責務

事業者は、市域内で経済活動を営み温室効果ガスを恒常的に排出していること、また、避けがたい気候変動の影響に適切に対処する必要があることから、地球温暖化対策等を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるとともに、従業員に対し、地球温暖化対策等に関する啓発を行い、理解を深めることが重要である。

また、市域における地球温暖化対策等が適切に推進されるよう、市が実施する地球温暖化対策等に協力するよう明記すべきである。

- 事業者は、その事業活動に関し、地球温暖化の防止及び気候変動適応のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めなければならない。
- 事業者は、その従業員の地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する関心と理解を深めるため、啓発を行うよう努めなければならない。
- 事業者は、市が実施する地球温暖化対策等に協力するよう努めなければならない。

## ウ 市民等の責務

市民も事業者と同じく、市域内で日常生活を営み温室効果ガスを恒常的に排出していることから、地球温暖化対策等に関して関心と理解を深め、市が実施する地球温暖化対策等に協力するとともに、地球温暖化対策等を自主的かつ積極的に講ずるよう明記すべきである。

なお、観光や業務等を目的として一時的に滞在する者（以下、「一時滞在者」という。）は近年増加しており、また市の施策としても交流人口の拡大を目指していることを踏まえると、総体としては市域における温室効果ガス排出量に影響を与えることから、一時滞在者についても、市民に準じた責務を規定すべきであり、市民及び一時滞在者の総称として「市民等」として定義付けることが適当と考える。

また、(4) に述べるような地球温暖化対策等の実施にあたっては、可能な限り一時滞在者にも環境に配慮した行動に協力いただくことが重要である。

- 市民等は、地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する関心と理解を深めるとともに、市が実施する地球温暖化対策等に協力するよう努めなければならない。
- 市民等は、地球温暖化の防止及び気候変動適応のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めなければならない。

## エ 協働による地球温暖化対策等の推進

市域における地球温暖化対策等の効率的かつ効果的な推進を図るためには、各主体が個別に責務を果たすだけでなく、協働して一体的に取り組むことが重要である。このため、条例の制定にあたっては、各主体の責務に加え、各主体の協働による地球温暖化対策等の推進についても明文化すべきと考える。

- 市、事業者及び市民等は、基本理念にのっとり、協働による地球温暖化の防止及び気候変動に関し取り組むものとする。



#### (4) 地球温暖化対策等の推進に関する計画

##### ア 計画の位置付け

市は「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」という。）第 21 条第 1 項及び第 3 項に定める「地方公共団体実行計画」として「仙台市地球温暖化対策推進計画」（以下、「温対計画」という。）を策定し、各種の施策を実施している。

今後、市がさらに地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進するためには、この計画を改めて条例に位置付け、条例と計画との関係を明確にすることが重要である。

- 市長は、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策等の推進に関する計画（推進計画）を定めるものとする。

##### イ 計画の内容

温対計画を条例に位置付けるにあたっては、温対計画に定めるべき事項についても条例に規定し、地球温暖化対策等にに取り組む市の姿勢を明示すべきと考える。

この計画には、これまでのように温対法の規定を踏まえ、計画期間や地球温暖化対策等の目標、目標達成のために必要な事項等を定めるのみならず、2018 年 12 月施行の「気候変動適応法」において「地域気候変動適応計画」の策定及び推進が都道府県及び市町村の努力義務として位置付けられたことを鑑み、適応策を推進するために必要な事項についても本計画に定めることを条例で規定することが重要である。

- 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - ・ 計画期間
  - ・ 推進計画の目標
  - ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条第三項各号に掲げる事項
  - ・ 本市の区域内における気候変動適応に関する施策を推進するために必要な事項
  - ・ その他、地球温暖化対策等を推進するために必要な事項

## ウ 計画の策定手続き

温対計画の内容は市域全体に関わり、各主体への影響も大きいことから、計画の策定手続きについて条例で明文化し、市の行動規範とすることが重要である。

まず、市が温対計画を策定または変更しようとするときは、あらかじめ仙台市環境審議会の意見を聴き、多方面からの検討を行うことが適当である。さらに、市が温対計画を策定または変更したときは、事業者や市民等がその内容を知り適切に地球温暖化対策等に取り組めるよう、その内容を速やかに公表すべきと考える。

また、地球温暖化対策等の内容は、技術の向上や社会情勢を踏まえ、より適切で効果的なものに改められる必要がある。温対計画は、地球温暖化対策等の目標や、その達成に向けて必要となる具体の施策を定めるものであることから、技術の向上及び社会情勢を踏まえ、必要に応じ見直しを図るべきと考える。

この計画に基づく毎年度の達成状況についても、市は仙台市環境審議会へ報告し、意見を求めてその後の施策へ生かすこととし、併せて、毎年度の達成状況をステークホルダーである事業者や市民等に向けて広く公表することが重要である。

- 市長は、推進計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、仙台市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 市長は、推進計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 市長は、地球温暖化の防止及び気候変動適応に係る技術の向上及び社会情勢を踏まえ、必要があると認めるときは、推進計画を変更するものとする。
- 市長は、推進計画の達成状況について、毎年度、仙台市環境審議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

### (5) 事業活動に係る温室効果ガス削減対策

事業者が自らエネルギー消費量を把握し、具体的な対策の実践を通してエネルギーコストの削減を図る「(仮称) 温室効果ガス削減アクションプログラム」の制度内容については、市からの諮問を踏まえ、重点的に検討を行ったところである。

内容が多岐に渡ることから、検討結果は第3章「(仮称) 温室効果ガス削減アクションプログラムの制度内容」において後述する。

## (6) 各主体による地球温暖化対策等

### ア エネルギー使用の合理化

第 1 章「検討の背景」の 3「市域の温室効果ガス排出量」で示したとおり、仙台市においては、産業部門及び民生業務部門から排出される温室効果ガスが全体の約 51%を占めている。事業者がその事業活動においてエネルギーの使用の合理化を進めることは、温室効果ガスの排出抑制に資するのみならず、エネルギーコストの削減につながり持続可能な事業活動の観点からも重要である。

また、仙台市における民生家庭部門の温室効果ガス排出量は、全体の約 20%を占めており（2015 年度）、市民一人ひとりの日常生活における省エネ行動の積み重ねは、温室効果ガス排出抑制を進めるうえで重要である。

加えて、冷暖房の設定温度調整や、緑のカーテンで直射日光を防ぐ、照明をこまめに消すといった、エネルギーの効率的な利用を実践する生活様式（ライフスタイル）への転換は、少しの工夫で無理のない省エネにつながることから、地球温暖化対策等の基本として、責務に規定すべきと考える。

- |   |
|---|
| <p>○ 事業者及び市民等は、温室効果ガスの排出の抑制のため、エネルギーの使用の合理化に努めなければならない。</p> |
|---|

### イ 温室効果ガスの排出の抑制に資する物品等の使用

空気調和設備、冷凍機、照明設備、ボイラー設備といった事業用設備は、大量のエネルギーを消費するため、事業者においては、設備更新などの機会を捉えてエネルギー消費効率が高いものを選択することが、温室効果ガス排出抑制の観点から重要である。

ただし、設備更新は事業活動との関連が深いことから、エネルギー消費効率が高いものへの更新を唯一の方策とすることは適切と言えず、既存の設備であっても、事業活動に支障のない範囲で設備の運用を見直し、省エネを図ることが可能であり、これについても事業者の取り組みとして明文化すべきと考える。

また、日本の平均的な家庭における温室効果ガス排出量は、照明・家電製品（冷蔵庫やテレビなど）が最も多く、ついで自動車、給湯、暖房の順となっており（2016 年度国立環境研究所調べ）、このような日常生活等において使用する物品については、エネルギー消費効率が高く温室効果ガスの排出抑制に資するものを使用することが重要である。

- 事業者は、その事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制に資する方法で使用するよう努めなければならない。
- 市民等は、その活動において使用する物品について、温室効果ガスの排出の抑制に資する方法で使用するよう努めなければならない。

## ウ 環境物品等の選択

事業活動及び日常生活等において物品の購入・借り受けや役務の提供を受ける際に、環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）を優先的に選択すること（グリーン購入）は、環境物品等の市場を拡大させ、物品等を供給する事業者に対し、より環境負荷の少ない物品等の開発を促す効果がある。

現在、「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」第5条においてグリーン購入が事業者、国民の責務として規定されているところであるが、消費者としての選択が多分野の製造事業者に影響を与えるため、条例において改めてグリーン購入を事業者、市民等の取り組みとして規定することは、温室効果ガス排出抑制の観点から重要である。

- 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける者は、国等による環境物品等の調達の推進に関する法律第二条第一項に規定する環境物品等をできる限り選択するよう努めなければならない。

## エ 公共交通機関等の利用促進

仙台市における運輸部門の温室効果ガス排出量は、全体の約25%を占めており、うち約88%が自動車によるものである。マイカーや営業車といった日常生活等や事業活動で使用する自動車に代えて、可能な限り公共交通機関や自転車、徒歩による移動に努めることは、温室効果ガスの排出抑制を図る上で重要であり、事業者や市民等の取り組みとして位置付けるべきと考える。

- 事業者は、その従業者に対し、自動車等（自動車及び原動機付き自転車をいう。以下同じ。）の使用に代えて、公共交通機関若しくは自転車の利用又は徒歩による移動を促進するよう努めなければならない。

- 市民等は、自動車等の使用に代えて、公共交通機関若しくは自転車の利用又は徒歩による移動をするよう努めなければならない。

## オ 自動車に係る温室効果ガスの排出量の削減

近年、ハイブリッド自動車や電気自動車といった、燃料使用量の少ない（温室効果ガス排出量の少ない）自動車の普及が進んでいる。新たに購入しようとする自動車等について、より温室効果ガス排出量の少ない自動車を選択することは、燃費を改善させ、温室効果ガスの排出抑制に資する効果が期待できる。

また、アイドリングストップや穏やかなアクセル操作といった「エコドライブ」には、自動車等の燃費を改善させ、温室効果ガスの排出抑制に資する効果が期待できることから、これらを取り組みとして位置付けることが適切である。

- 自動車等を購入しようとする者は、温室効果ガスの排出の量のより少ない自動車等を購入するよう努めなければならない。
- 自動車等を運転し、又は所有する者は、当該自動車等の適切な運転及び必要な整備を行うことにより、温室効果ガスの排出の抑制に努めなければならない。

## カ 再生可能エネルギーの優先的な利用等

温室効果ガスの排出抑制に向けては、省エネのほか、使用するエネルギーを温室効果ガスのより少ないものに代替していくことも必要である。太陽光、バイオマスといった再生可能エネルギーや、地中熱、下水熱等といった未利用エネルギーの活用は、化石燃料の使用量を減らし、温室効果ガスの排出抑制に資する効果があるため、事業者や市民等がその優先的な利用に努めることが重要である。

また、エネルギーは事業活動や日常生活等を支える重要なインフラであり、事業者や市民等による再生可能エネルギーの導入や優先的な利用を進めていくためには、市がそれを促進するための措置を講ずることが不可欠である。

- 事業者及び市民等は、再生可能エネルギーの優先的な利用に努めなければならない。

## キ 建築物に係るエネルギーの使用の合理化

建築物の新築・増築・改築の機会を捉えて、建築物の高断熱化や省エネ・高効率機器の導入、再生可能エネルギーの活用といったエネルギーの使用の合理化を図ることは、事業者の経済活動や市民生活に省エネルギーの仕組みが組み込まれるものであり、コスト削減による経済的な効果と温室効果ガスの排出抑制に資する効果もたらされるため重要である。

- 建築物を新築、増築又は改築しようとする者は、当該建築物に係るエネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排出の抑制を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## ク 廃棄物の発生の抑制等

廃棄物の処理により発生する温室効果ガスの排出を抑制するためには、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3R（スリーアール）により資源の有効利用を進めることが重要である。

- 事業者及び市民等は、温室効果ガスの排出の抑制のため、廃棄物の発生の抑制、再使用、再生利用その他の資源の有効利用に努めなければならない。

## ケ 森林の保全及び整備

植物は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素を有機物として幹や枝などに蓄えて（固定して）成長することから、二酸化炭素吸収源として大きな役割を果たしている。森林は樹木が密生しており、まとまった二酸化炭素吸収源であることから、森林保護や、適切な管理による森林保全、植林による森林再生といった森林維持活動により、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図ることが重要である。

- 森林所有者等は、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るため、その適切な保全及び整備に努めなければならない。

## コ 緑化の推進

「杜の都」と呼ばれる本市において、市街地のみどりは、都市イメージの向上に加えて市街地の熱環境改善作用もあり、例えば緑のカーテンや屋上緑化は、夏場の温度上昇抑制と省エネに資するとされている。市においては、「杜の都の環境をつくる条例」に基づく緑化計画認定制度等により緑化を推進しているところであり、事業者や市民等が所有・管理する土地や建築物における緑化推進は、温室効果ガスの排出抑制に資する方策として、また気候変動影響リスクを低減する適応策として取り組むことが重要である。

- 土地又は建物を所有し、又は管理する者は、温室効果ガスの排出抑制等のため、その土地又は建物に係る緑化の推進に努めなければならない。

## サ 情報提供その他の必要な措置

市は、情報提供や各種支援など、アからコに掲げる各主体の対策を促進するための措置を講ずる必要がある。

例として、再生可能エネルギーの優先的な利用が推進されるためには、再生可能エネルギーの安定的な供給が重要であり、事業者が行う再生可能エネルギーに関する技術開発等を支援するなど、事業者や市民等の取り組みを積極的に支援することが望ましい。

- 市は、事業者及び市民等の地球温暖化の防止の措置を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

## シ 気候変動適応の推進

第1章「検討の背景」の2「仙台市における気候変動とその影響」(3)のとおり、仙台市においても、気候変動の影響は今後さらに大きくなることが予想される。市は、それらの影響に関する情報を事業者や市民等へ提供し、気候変動への適応の重要性に対する理解を深めるとともに、自然災害等への備えなど、市域における気候変動適応に関する施策を推進する必要がある。

また、事業者及び市民等は、気候変動への適応の重要性について自ら理解を深めるとともに、市の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めることが望ましい。

- 市は、地域の特性を踏まえ、気候変動の影響に係る被害の最小化等の面から気候変動適応に関する施策を推進するものとする。
- 事業者及び市民等は、事業活動又はその活動において、気候変動適応に資するよう努めるものとする。



## (7) 雑則

### (ア) エネルギー供給事業者の協力

市は、温対法第 21 条第 10 項の規定に基づき、毎年 1 回、市域の温室効果ガス排出量の公表を行っている。

仙台市では市域の温室効果ガス排出量の 9 割以上をエネルギー起源 CO<sub>2</sub> が占めており、各エネルギー供給事業者（電気事業者及びガス事業者）の市の区域内におけるエネルギー供給量等を把握することは、市域の温室効果ガス排出量を適正に算定し、それを踏まえた地球温暖化対策等を推進していくうえで不可欠である。

このため、市がエネルギー供給事業者に対し、市域におけるエネルギーの供給量等の情報提供を求めることができる根拠規定を条例に設けるべきと考える。

- 市長は、本市の区域内にエネルギーを供給している事業者（電気事業者及びガス事業者）に対し、本市の区域内におけるエネルギーの供給量その他の地球温暖化対策を推進するために必要な情報の提供を求めることができる。

### (イ) 委任

その他、条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

- この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

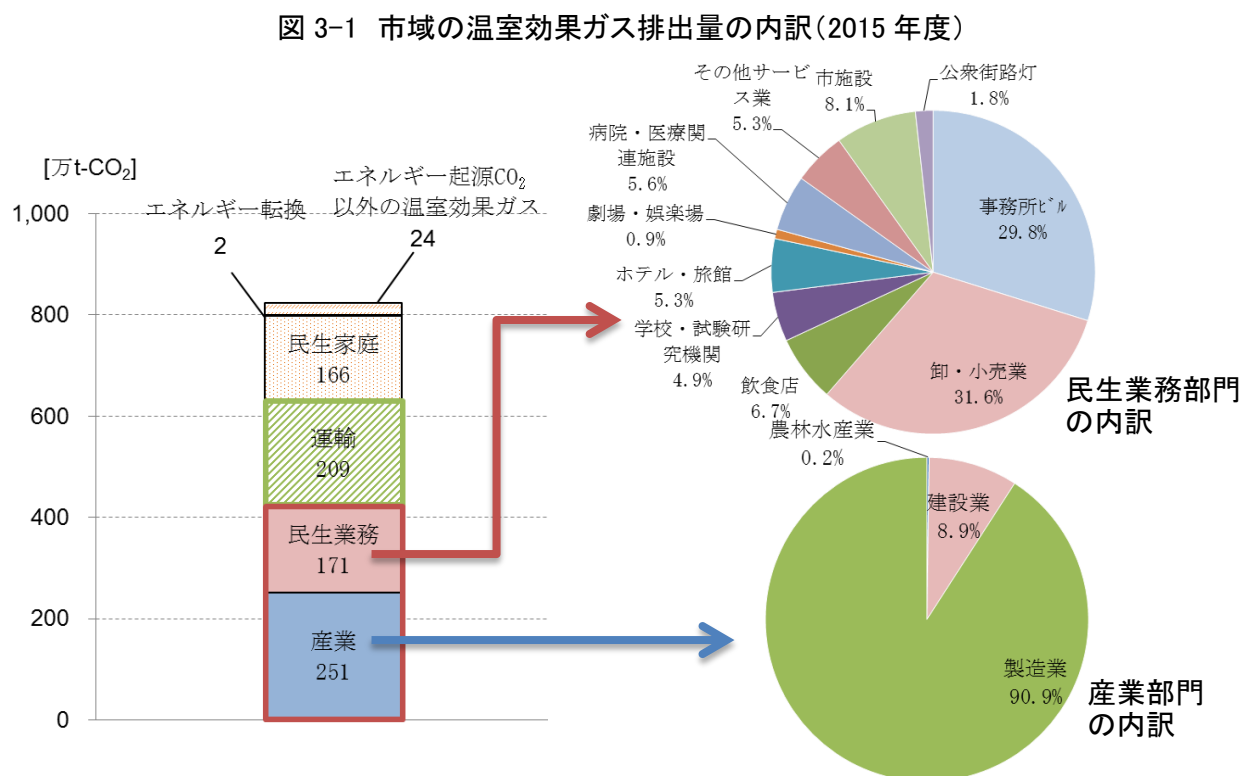
### 第3章 (仮称) 温室効果ガス削減アクションプログラムの制度内容

#### 1 基本事項の整理

##### (1) 事業活動に伴う温室効果ガス排出量の状況

##### ア 産業部門及び民生業務部門

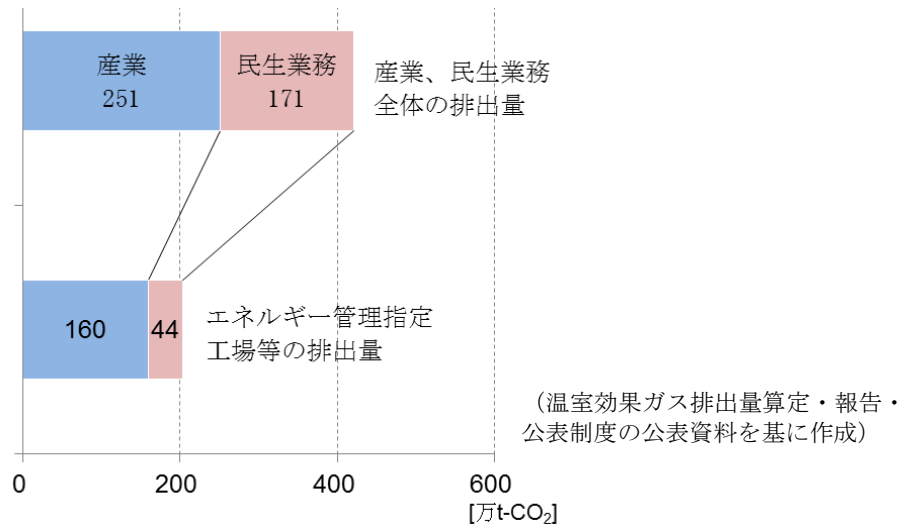
市域の温室効果ガス排出量のうち、事業者の事業活動に伴う排出量に着目すると、産業部門においては製造業が約 91%、民生業務部門では事務所ビル、卸・小売業からの排出量が合わせて約 60%を占めている (図 3-1)。



「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(以下、「省エネ法」という。)により、事業所単体のエネルギー使用量が年間で原油換算 1,500 キロリットル以上となる事業所は「エネルギー管理指定工場等」に指定され、エネルギー使用量等をまとめた定期報告書を作成し、国へ報告する義務を課されている。

仙台市内における「エネルギー管理指定工場等」に指定される事業所数は 85 事業所(2015 年度)であるが、これら事業所からの排出量が産業部門及び民生業務部門の約半分を占めている(図 3-2)。なお、これは市域全体の排出量の約 4 分の 1 に相当する。

図 3-2 産業部門及び民生業務部門に占めるエネルギー管理指定工場等の排出量(2015 年度)



なお、2014 年における仙台市域内の事業所数は 50,186 事業所であり、うち第 2 次産業が 12.0%、第 3 次産業が 87.9%を占めている (表 3-1)。また、従業員規模別の事業所割合をみると、50 人未満の事業所が約 95%を占めている (表 3-2)。

表 3-1 産業分類別事業所数

産業	事業所数	割合 [%]
1 次	75	0.1
2 次	5,984	12.0
3 次	44,127	87.9
合計	50,186	100

(平成 26 年経済センサス基礎調査を基に作成)

表 3-2 従業員規模別事業所割合

	1~19 人	20~49 人	50~99 人	100 人以上	出向・派遣従業員のみ
全産業	87.5%	8.2%	2.2%	1.4%	0.6%

(平成 26 年経済センサス基礎調査を基に作成)

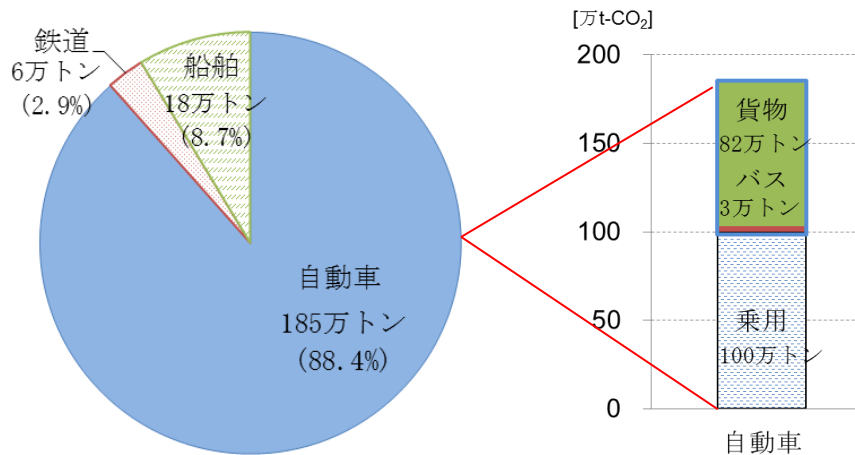
## イ 運輸部門

運輸部門においては、自動車からの排出量が約 88%を占める。

自動車の車種別の排出量では、貨物・バスによる排出が約 85 万トン-CO<sub>2</sub>、乗用車による排出が約 100 万トン-CO<sub>2</sub>を占めている（図 3-3）。

このうち、乗用車については家庭で使用する自家用車と事業者が事業活動に用いる営業用車が混在しており、事業活動分のみを把握することは困難である。また、貨物・バスについても家庭で使用する自家用車が含まれているものの、その大半が事業者の事業活動に伴う排出とみられることから、この排出量（約 85 万トン-CO<sub>2</sub>）を事業者によるものとした場合、運輸部門の排出量（約 209 万トン-CO<sub>2</sub>）のうち約 41%を占めることになる。なお、これは市域全体の排出量の約 10%に相当する。

図 3-3 運輸部門の内訳(2015 年度)



また、市内に事業所をもつ運送事業者について、保有する車両規模別で分類すると、次のとおりとなる（表 3-3）。

表 3-3 市内運送事業者の保有車両規模別分類

	1～ 49 台	50～ 99 台	100～ 149 台	150～ 199 台	200～ 249 台	250 台 以上	合計
バス	18	2	0	0	0	3	23
タクシー	37	11	2	2	0	0	52
貨物	374	31	6	2	0	3	416
合計	429	44	8	4	0	6	491

（公益社団法人宮城県バス協会（2018 年 10 月時点）、一般社団法人宮城県タクシー協会（2018 年 8 月時点）、公益社団法人宮城県トラック協会（2018 年 10 月時点）の資料を基に作成）

## ウ 事業活動に伴う温室効果ガス排出量の推計

上述のように、産業部門及び民生業務部門に、運輸部門における事業者の事業活動に伴う温室効果ガス排出量を加えると、市域全体の排出量の約 60%を占めると推計される。

## (2) 省エネ法の届出と（仮称）温室効果ガス削減アクションプログラムとの比較

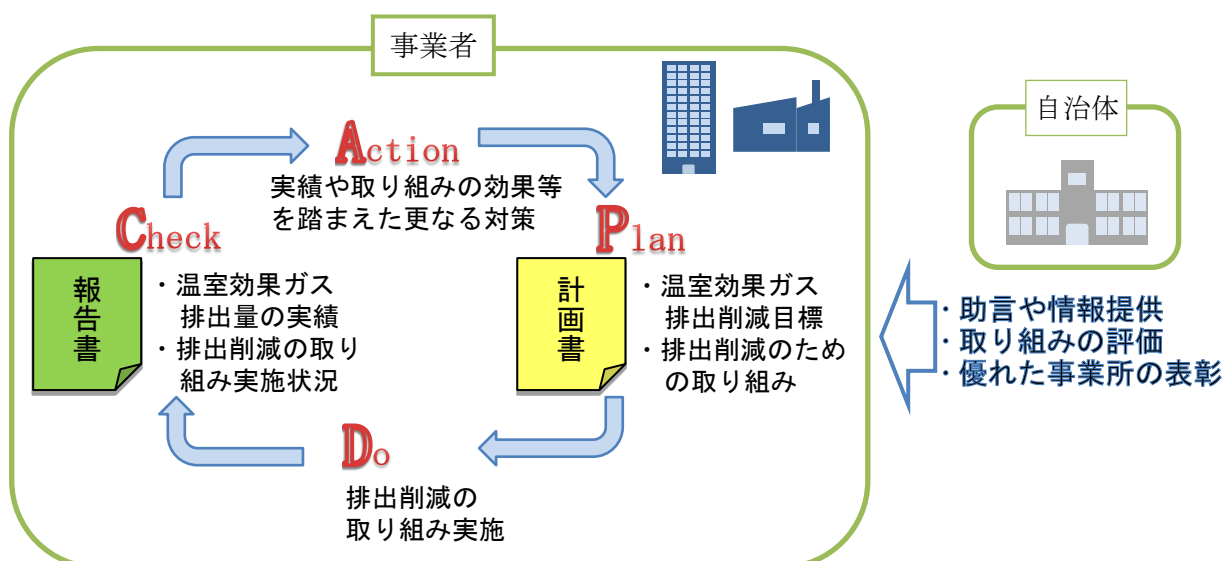
省エネ法に基づく定期報告書の届出は、事業者のエネルギー消費原単位の改善を図る仕組みであり、また国から事業者への働きかけは限定的であるのに対し、（仮称）温室効果ガス削減アクションプログラム（以下、「アクションプログラム」という。）は、市域内の事業者の温室効果ガス削減を図るため、市から事業者への働きかけや支援を積極的に行う仕組みである（表 3-4、図 3-4）。

省エネ法の届出対象の事業者は、既に省エネの取り組みを進めているが、アクションプログラムにおける市からの助言や情報提供により、新たな削減対策に取り組むきっかけを作ることができ、後述する(4)のとおり、2016～2017 年度に実施したモデル事業によりその有効性が一定程度確認されている。

表 3-4 省エネ法の届出とアクションプログラムの比較

	省エネ法	アクションプログラム
目的	エネルギー消費原単位の改善	温室効果ガス排出量の削減
主体	事業者（本社）	市域内の事業者又は事業所（自治体が設定）
報告先	国（経済産業省、事業所管省庁）	自治体
事業者への働きかけ	限定的 （削減が進まない事業者等への報告徴収・立入検査、削減状況によるクラス分け評価）	自治体により異なる （助言、情報提供、取り組みの評価、優良事業者の表彰）

図 3-4 アクションプログラムの仕組み



### (3) 他自治体における制度導入状況

30 都道府県及び 10 政令指定都市においては、事業者の温室効果ガスを削減するための仕組みとして、「温室効果ガス削減計画書制度」などの名称でアクションプログラムと同様の制度を実施している（表 3-5）。自治体によって制度の実施手法に違いがあるものの、助言や評価・表彰など、自治体から事業者への積極的な働きかけや支援を行うことにより 10%程度の削減効果をあげている事例も見られる。

市においてアクションプログラムを導入するにあたっては、先行自治体の事例を参考として制度内容を検討する必要がある。

表 3-5 他自治体における制度の導入状況

	都道府県 (30) ※	政令指定都市 (10)	
		条例	要綱等
北海道・東北	北海道、岩手県、秋田県	札幌市	
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県	さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市	
中部	石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県	名古屋市	
近畿	三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県	京都市	神戸市
中国・四国	鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、香川県	広島市	
九州	長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県	-	福岡市

※条例で制度を規定している自治体

#### (4) モデル事業の実施

市は、アクションプログラムの導入の検討にあたり、事業者の取り組み状況を把握するとともに、制度内容に関する事業者の意見を聴取するためにモデル事業を行っている。

##### ア 概要

2016年10月から2018年3月までの期間、市内の省エネ法届出対象事業所のうち、以下の10事業所の参画協力を得てモデル事業を実施した（表3-6）。

表 3-6 モデル事業参画事業所

事業所名	業種
麒麟ビール(株) 仙台工場	製造業
河北新報印刷(株) 印刷センター	印刷業
日本ファインセラミックス(株) 本社工場	理化学用・工業用陶磁器製造業
東北電力(株) 本店	主として管理事務を行う本社等
(株)藤崎 本館	百貨店、総合スーパー
仙台ターミナルビル(株) エスパル仙台店・ホテルメトロポリタン仙台	貸事務所業
東北大学 工学研究科	大学
宮城県庁舎	行政機関
仙台市立病院	医療機関
仙台市中央卸売市場 食肉市場	と畜場





(日本標準産業分類順)



## イ 取り組みの流れ

モデル事業においては、事業者はアクションプログラムのPDCAサイクルに沿って「計画の策定」、「対策の実施」、「実績とりまとめ」に取り組み、市は3か月に1回事業所を訪問し、助言や情報提供を行ったほか、その時々テーマについて意見交換を実施した（図3-5）。

図3-5 モデル事業における取り組みの流れ

	2016年度		2017年度			
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
計画の策定						
対策の実施						
実績とりまとめ						
モデル事業総括						

□：事業所訪問の実施時期

## ウ 参画事業所から寄せられた意見

参画事業所からは、アクションプログラムに関して表3-7のような意見や要望などが寄せられた。

表3-7 アクションプログラムに関する主な意見・要望

	意見や要望など
制度の概要	・制度がどのようなものなのか、分かりやすい説明資料があると良い。
計画書・報告書の様式	・省エネ法定期報告書の作成担当者であれば計画書・報告書を作成することは問題ないが、担当者以外が作成することになれば難しい。分かり易い説明書が必要。
削減目標	・事業を拡大すると温室効果ガス排出量は増加してしまうため、原単位による目標設定も必要。
指導・助言	・専門家が設備を確認する機会はこれまでなかったため、第三者の視点から助言をくれるのが良い。 ・市と定期的に意見交換する機会はあった方が良い。自社の取り組みを客観的に見て、評価してくれるのは助かる。 ・制度の見直し等のため事業者の意見を集約する仕組みは必要。
評価	・これまで削減努力をしてきた事業所が評価されないのは望ましくない。削減努力を拾い上げるような制度が望ましい。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の拡大により排出量が増加する場合のことを考慮すると、排出量の削減を重視した評価方法でないことが望ましい。</li> <li>・これまでの努力を評価する定性的な評価の仕組みが必要。</li> <li>・対策の実施・未実施の判断が難しいため、判断基準が必要。</li> </ul>
表彰	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表彰されることで売上増につながるなど、直接的なメリットに反映されると良い。</li> <li>・表彰により補助金等が優遇されるようなものがあると良い。</li> <li>・表彰されることで地球温暖化対策について市からお墨付きをもらっている、というアピールが出来るような認定マーク・制度が有効ではないか。</li> </ul>
市ホームページでの取組事例紹介	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他事業所の多くの取組み事例が掲載されていると参考になる。</li> <li>・ホームページに掲載した際に、事業所の担当者にメール等で知らせてもらえると助かる。</li> </ul>
省エネ意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者向けの対策だけでなく、市民向けの啓発も進めることが必要。</li> <li>・経営層に経営課題として認識してもらうことが重要であり、そのきっかけになると良い。</li> </ul>
セミナー・勉強会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力・ガス会社等を集めて機器の展示会や勉強会を開催してもらえると勉強になる。他事業所の見学会も参考になる。</li> </ul>

## エ 効果と検討課題

モデル事業の実施による定性的な効果としては、新たな削減対策の推進につながった、対外的なアピールにつながった、自社の省エネの取り組みを知るきっかけとなった、といった点が挙げられる。

また、定量的な効果としては、事業拡大等の影響により排出量が増加した事業所もあったが、積極的な取り組みにより排出量の削減につながった事業所も 5 か所あった。

なお、モデル事業において事業者から寄せられた意見や要望を踏まえ、市でアクションプログラムを導入するにあたっては、以下の課題に留意して検討を進める必要がある。

- 書類作成など事業者負担が過大にならないこと
- 助言や情報提供など、事業者の削減対策への効果的な支援であること
- 排出量の削減量だけでなく、削減の取り組みを評価する仕組みであること
- 優良事業所の表彰など、事業者の取り組み意欲向上につながること

## 2 アクションプログラムの制度内容

### (1) 検討にあたっての考え方

アクションプログラムを推進することにより、市は、市域の温室効果ガス排出量の約60%を占めると考えられる事業者の計画的かつ継続的なエネルギー消費量（温室効果ガス排出量）の削減につなげ、市域における排出削減を効果的に進めることができる。

また、事業者は、自らがエネルギー消費量を把握し、具体的な省エネ対策の実践を通してエネルギーコスト及び温室効果ガス排出量の削減を図ることに加え、地球温暖化対策等への取り組みを進めることにより地域へ貢献するとともに、企業の持続可能な発展と新たな成長につなげることができる。

アクションプログラムを効果的な制度とするため、具体の制度内容の検討にあたっては、上記 1-(4)のモデル事業で得られた事業者からの意見や要望、検討課題を踏まえ、さらに制度を既に導入している政令指定都市の事例を参考として進めることとする。

また、アクションプログラムは、事業者への助言・情報提供や取り組みの評価・表彰など、市から事業者への積極的な働きかけや支援を重視した仕組みであり、以下の点に考慮して検討を進める必要がある。

- 事業者にとって負担が過大とならず、参加しやすい仕組み
- 事業者に対する、行政からの積極的なコミュニケーション
- 事業者の取り組みを中小規模事業者へ普及、水平展開する仕組み

### (2) 制度の枠組み

市がアクションプログラムを導入するにあたっては、モデル事業における事業者の意見・要望や検討課題、他自治体の事例を踏まえ、より大きな削減効果が期待できるような制度の枠組みとする必要がある。

そのためには、制度として、市から事業者に対し助言や支援、評価・表彰を行う枠組みとすることが適当である。

また、図 3-4 で示したアクションプログラムの PDCA サイクルに沿って、事業者が計画書・報告書の作成や削減対策の実施、実績のとりまとめに適切に取り組むことができるように、その具体的な内容を温室効果ガス削減指針として明示しておくことが望ましい。

なお、指針には、事業者がアクションプログラムに取り組みやすくなるように、市が事業者に対して行う助言や支援の方法、評価・表彰の基準についても明示することが重要である。

### (3) 制度対象事業者

アクションプログラムについては、市内の全ての事業者が取り組むことが望ましいが、事業者の負担等を考慮すると困難であると考えられ、「制度対象者」として一定の基準を設定することが必要である。

アクションプログラムに取り組むことにより、新たに計画書・報告書の作成・提出に関する事務負担が発生することになるが、産業部門、民生業務部門については省エネ法や温対法における国の枠組みを活用することで事業者の負担を軽減することが可能であること、また、運輸部門については、産業部門、民生業務部門との温室効果ガス排出量割合の観点から、以下の範囲・規模の市内事業者（以下、「特定事業者」という。）を対象とすることが適当である。

- 市内で1年間に原油換算 1,500 キロリットル以上のエネルギーを使用する事業所
- 市内で1年間にエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外の温室効果ガスのいずれかを 3,000 トン以上排出する事業所
- 市内で 100 台以上の自動車を所有する運送事業者（バス、タクシー、貨物）

なお、アクションプログラムの制度としての実効性を担保するため、特定事業者については、計画書・報告書の提出を条例で義務付けるとともに、仙台市では中小規模の事業者が多くを占めることから、特定事業者以外の中小規模事業者（一般事業者）については任意で提出できるものとし、その積極的な参加を促すことが望ましい。

### (4) 計画書及び報告書の作成・提出

#### ア 計画期間と基準年度

アクションプログラムの計画期間については、同一の期間内の事業者の取り組み状況を客観的に把握でき、また、事業者も他事業者との比較ができるようにするため、市が一律に期間を設定し、3年とすることが適当である。また、計画期間の設定にあたっては、後段(6)、(7)で述べる評価や表彰を実施することを考慮し、期間の始期・終期を統一することが望ましい。基準年度についても、事業者の取り組みや削減状況を客観的に把握するため、計画期間の前年度とすることが適当である。

## イ 削減対象とする温室効果ガス

アクションプログラムで削減の対象とする温室効果ガスの種類については、市域内の温室効果ガスの総排出量を把握するため、温対法で規定される7ガス\*とすることが適当である。

なお、7ガスの排出量算定の負担を軽減するためにも、算定支援ツール等を整備することが望ましい。

\*二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六フッ化硫黄 (SF<sub>6</sub>)、三フッ化窒素 (NF<sub>3</sub>)

## ウ 削減目標の設定

事業者が定める温室効果ガス排出量の削減目標については、事業者が個々の状況を踏まえて任意の値を設定するものとし、市からは削減目標値の目安を示さないことが適当である。

削減目標の対象としては、アクションプログラムの趣旨を踏まえ、排出量の総量に関する目標の設定が適当である。また、事業の拡大・縮小時においても事業者の削減の取り組み状況を客観的に把握できるように、排出量の原単位に関する目標も必要である。

## エ 電力排出係数

電力の使用に伴って排出される温室効果ガス排出量の算定に用いる電力排出係数については、電力排出係数の増減に影響を受けることなく事業者の取り組みを客観的に把握するため、計画期間内は固定した係数を用いることが適当である。なお、計画期間内で算定に用いる電気事業者ごとの電力排出係数の値については、事業者が把握しやすいようにあらかじめ市が明示しておくことが望ましい。

## オ 計画書及び報告書の公表

事業者の取り組みを広く周知するとともに、事業者自身が他事業者との比較を行うなどによる更なる取り組みを促進するため、市が事業者から提出された計画書・報告書を公表することが必要である。なお、公表にあたっては、事業者の秘密情報が含まれる可能性を考慮し、秘密情報については非公表とすることが適当である。

## (5) 助言・支援

事業者の取り組みを促進するため、事業者から提出される計画書・報告書の内容や、事業者が所有する設備等の現場確認に基づき、調査報告書等により必要な助言や情報提供等の支援を行うことが適当である。なお、助言や支援を行う対象としては、特定事業者に加え、制度に参加している中小規模事業者（一般事業者）に対しても積極的に市からコミュニケーションを図り、市内事業者の取り組みを底上げしていくことが、温室効果ガス削減を進めるうえで必要である。

また、事業所の調査に基づく報告書による助言や情報提供のほか、市ホームページにおける市内事業所の取り組みの紹介や、電子メール等による温室効果ガス削減に資する情報提供を行うことが望ましい。また、事業者に対する支援としては、事業者の温室効果ガスの削減につながる、直接的なメリットに関する施策についても検討を進めることが重要である。

## (6) 評価及び評価結果の公表

事業者の取り組みを促進するため、事業者から提出される計画書・報告書に基づき温室効果ガス排出量の目標や実績等の評価を行うことが望ましい。なお、評価項目については、温室効果ガス排出量の削減量（定量評価項目）だけでなく、取り組みの実施状況やこれまでの削減努力など（定性評価項目）を評価できる仕組みとする必要がある。

また、評価にあたっては、定量評価項目、定性評価項目のそれぞれに過度に偏らないように配慮し、事業者の取り組みや削減状況を総合的に評価することが重要である。なお、(4)エのように、電力排出係数を計画期間内で固定することにより、事業者が電力排出係数の小さい電気事業者を選択するという取り組みの効果が表れなくなることから、そのような取り組みの評価についても配慮することが望ましい。

事業者の更なる取り組みを促進するため、市が事業者から提出された計画書・報告書を実施した結果を公表することが望ましい。なお、評価結果の公表にあたっては、事業者の取り組み意欲の向上を図るため、優良事業者を公表することが適当である。

## (7) 表彰

評価の結果、優良な評価となった事業者については、表彰を行うことにより事業者の取り組みを更に促進するとともに、優れた取り組みを広く紹介し、他事業者へ水平展開を図る仕組みとすることが望ましい。

なお、表彰対象者の選定にあたっては、選定委員会等を設置するなど外部有識者の意見を聴いた上で実施することが望ましい。

#### (8) 中小規模事業者（一般事業者）の参加を促す仕組み

中小規模事業者（一般事業者）が積極的にアクションプログラムに参加するためには、事業者がメリットを感じられるような制度とする必要がある。例えば、計画書・報告書を簡素化し書類作成の負担を軽減する、助言や情報提供により省エネの取り組みを支援する、評価や表彰により対外的なアピール機会を創出するなど、参加を促すための仕組みを検討し、実施することが必要である。

#### (9) その他

制度の実効性を担保するため、以下の点に留意することが必要である。

##### ア 報告又は資料の提出、立入調査

事業者の取り組み状況を把握するなど、アクションプログラムを適切に運営する上では、市が事業者から計画書・報告書のほかに追加の資料や報告を求めることや、立入調査により設備等の確認を行うことが必要である。

##### イ 勧告・公表

市からの再三の要請にもかかわらず、特定事業者が計画書・報告書を提出しない場合、計画書・報告書を提出した事業者が虚偽の記載をし、是正の要請に応じない場合や上記アの報告（資料の提出）をしない又は虚偽の報告（資料の提出）をした場合は、当該事業者に対して提出又は是正を求める「勧告」を行うことによって実効性を担保することが必要である。また、勧告してもなお応じない場合には、事業者の氏名等を公表するなどの対応が必要である。

## 第4章 本市における地球温暖化対策を推進するための条例のあり方

### 1 目的

この条例の目的を、地球温暖化対策等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の良好な環境の確保に寄与することとする。

- 地球温暖化対策等の推進について、市、事業者及び市民等の責務を明らかにすること。
- 地球温暖化対策等の基本となる事項を定めることにより、地球温暖化対策等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の良好な環境の確保に寄与すること。

### 2 定義

この条例において用いる用語を定義し、共通の理解を持って条例の解釈ができるようにする。

- 「地球温暖化」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第一項に規定する地球温暖化（人の活動に伴って発生する温室効果ガスが、大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象）をいう。
- 「地球温暖化対策等」とは、地球温暖化対策（温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化その他の地球温暖化の防止を図るための施策）及び気候変動適応（気候変動影響（地球温暖化その他の気候変動に起因して、人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響をいう。）に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ること）に関する施策をいう。
- 「温室効果ガス」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第三項各号に掲げる物質をいう。
- 「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。



- 「特定事業者」とは、次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。
  - ・本市の区域内に、年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）における事業活動に伴う原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二条第二項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。）が、前年度において市長が定める量（※1）以上である事業所を設置している事業者
  - ・本市の区域内に、年度における事業活動に伴う温室効果ガス（エネルギーの使用に伴うものを除く。）のうちいずれかの物質の排出の量が、当該年度の前年度において市長が定める量（※2）以上である事業所を設置している事業者
  - ・道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業を経営する者（本市の区域内に主な事務所を有する者に限る。）で、道路運送車両法の規定により自動車（同法第二条第二項に規定する事業者をいう。以下同じ。）の使用の本拠の位置を本市の区域内に登録している車両の総数が、当該年度の前年度の末日において市長が定める台数（※3）以上であるもの
- 「市民等」とは、市内に居住し、又は滞在する者をいう。

※1) 1, 500キロリットル、※2) 3, 000トン、※3) 100台

### 3 基本理念

地球温暖化対策等の推進にあたっての基本理念を定める。

- 地球環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な都市の実現を目指すこと
- 杜の都の良好な環境の将来の世代の市民への継承を目指すこと
- 気候の変動による影響に対応した安全で安心な地域社会の実現を目指すこと
- 地域経済の発展及び市民生活の向上との調和を図ること

### 4 各主体の責務

地球温暖化対策等の推進に向けて、各主体が果たすべき責務を明らかにする。

#### (1) 市の責務

- 市は、基本理念にのっとり、総合的かつ計画的な地球温暖化対策等を実施する責務を有する。
- 市は、自らの事務及び事業に関し、地球温暖化の防止及び気候変動適応のための必要な措置を講じるものとする。

- 市は、事業者及び市民等の地球温暖化対策等に関する関心と理解を深めることができるよう、広報その他の啓発活動を行うものとする。
- 市は、国、他の地方公共団体等と連携し、地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する国際協力を推進するよう努めなければならない。

## (2) 事業者の責務

- 事業者は、その事業活動に関し、地球温暖化の防止及び気候変動適応のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めなければならない。
- 事業者は、その従業者の地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する関心と理解を深めるため、啓発を行うよう努めなければならない。
- 事業者は、市が実施する地球温暖化対策等に協力するよう努めなければならない。

## (3) 市民等の責務

- 市民等は、地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する関心と理解を深めるとともに、市が実施する地球温暖化対策等に協力するよう努めなければならない。
- 市民等は、地球温暖化の防止及び気候変動適応のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めなければならない。

## (4) 協働による地球温暖化対策等の推進

- 市、事業者及び市民等は、基本理念にのっとり、協働による地球温暖化の防止及び気候変動に関し取り組むものとする。

## 5 地球温暖化対策等の推進に関する計画

地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策等の推進に関する計画及びその内容並びに計画の策定手続き等について定めるものとする。

- 市長は、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策等の推進に関する計画（推進計画）を定めるものとする。
- 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - ・ 計画期間
  - ・ 推進計画の目標
  - ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条第三項各号に掲げる事項
  - ・ 本市の区域内における気候変動適応に関する施策を推進するために必要な事項
  - ・ その他、地球温暖化対策等を推進するために必要な事項

- 市長は、推進計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、仙台市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 市長は、推進計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 市長は、地球温暖化の防止及び気候変動適応に係る技術の向上及び社会情勢を踏まえ、必要があると認めるときは、推進計画を変更するものとする。
- 市長は、推進計画の達成状況について、毎年度、仙台市環境審議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

## 6 事業活動に係る温室効果ガス削減対策

「(仮称) 温室効果ガス削減アクションプログラム」に関し、次のことを定める。

### (1) 事業者温室効果ガス削減指針の策定

- 市長は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を促進するため、事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に関する指針（事業者温室効果ガス削減指針）を定めるものとする。
- 市長は、事業者温室効果ガス削減指針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

### (2) 事業者温室効果ガス削減計画書の提出

- 特定事業者は、計画期間（この条例が施行される年度及び同年度から起算して三の倍数を経過したごとの年度以降の三年間をいう。以下同じ。）について、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減の目標やそのために実施しようとする措置の内容等に係る計画書（事業者温室効果ガス削減計画書）を事業者温室効果ガス削減指針に基づき作成し、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。
- 事業者温室効果ガス削減計画書を提出した特定事業者（計画書提出特定事業者）は、事業者温室効果ガス削減計画書に記載した事項に変更が生じたときは、変更後の事業者温室効果ガス削減計画書を速やかに市長に提出しなければならない。
- 市長は、事業者温室効果ガス削減計画書の提出及び変更後の事業者温室効果ガス削減計画書の提出があったときは、速やかにその概要を公表するものとする。

### (3) 事業者温室効果ガス削減報告書の提出

- 計画書提出特定事業者は、計画期間の各年度について、事業者温室効果ガス削減指針に基づき、温室効果ガスの排出の量や実施した措置の内容等を記載した報告書（事業者温室効果ガス削減報告書）を作成し、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。
- 市長は、事業者温室効果ガス削減報告書の提出があったときは、速やかにその概要を公表するものとする。

### (4) 事業者温室効果ガス削減計画書及び事業者温室効果ガス削減報告書の評価

- 市長は、事業者温室効果ガス削減計画書、変更後の事業者温室効果ガス削減計画書又は計画期間の最後の年度に係る事業者温室効果ガス削減報告書が提出された場合には、事業者温室効果ガス削減指針に基づき評価を行うものとする。
- 市長は、上記の評価を行ったときは、速やかに、計画書提出特定事業者に対しその評価の結果を通知する。
- 市長は、上記の評価を行ったときは、計画書提出特定事業者のうちその評価の結果が優良である者について、その概要を公表するものとする。

### (5) 表彰

- 市長は、計画期間の最後の年度に係る事業者温室効果ガス削減報告書の評価の結果が特に優良であると認める計画書提出特定事業者に対し、表彰を行うことができる。

### (6) 助言

- 市長は、計画書提出事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を効果的に削減させるため、その事業活動の状況等に応じて、必要な助言を行うことができる。

### (7) 一般事業者による事業者温室効果ガス削減計画書の提出等

- 特定事業者以外の事業者（一般事業者）は、事業者温室効果ガス削減指針に基づき事業者温室効果ガス削減計画書を作成し、市長に提出することができる。
- 市長は、一般事業者に対し、温室効果ガスの排出の量の削減に関する情報の提供その他の支援を講ずるものとする。

## 7 各主体による地球温暖化対策等

地球温暖化の防止及び気候変動適応の推進に向け、各主体が取り組む対策を定めるものとする。

### (1) エネルギーの使用の合理化

- 事業者及び市民等は、温室効果ガスの排出の抑制のため、エネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

### (2) 温室効果ガスの排出の抑制に資する物品等の使用

- 事業者は、その事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制に資する方法で使用するよう努めなければならない。
- 市民等は、その活動において使用する物品について、温室効果ガスの排出の抑制に資する方法で使用するよう努めなければならない。

### (3) 環境物品等の選択

- 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける者は、国等による環境物品等の調達に関する法律第二条第一項に規定する環境物品等をできる限り選択するよう努めるものとする。

### (4) 公共交通機関等の利用促進

- 事業者は、その従業者に対し、自動車等（自動車及び原動機付き自転車をいう。以下同じ。）の使用に代えて、公共交通機関若しくは自転車の利用又は徒歩による移動を促進するよう努めなければならない。
- 市民等は、自動車等の使用に代えて、公共交通機関若しくは自転車の利用又は徒歩による移動をするよう努めなければならない。

### (5) 自動車に係る温室効果ガスの排出量の削減

- 自動車等を購入しようとする者は、温室効果ガスの排出の量のより少ない自動車等を購入するよう努めなければならない。
- 自動車等を運転し、又は所有する者は、当該自動車等の適切な運転及び必要な整備を行うことにより、温室効果ガスの排出の抑制に努めなければならない。

### (6) 再生可能エネルギーの優先的な利用等

- 事業者及び市民等は、再生可能エネルギーの優先的な利用に努めなければならない。

#### **(7) 建築物に係るエネルギー使用の合理化**

- 建築物を新築、増築又は改築しようとする者は、当該建築物に係るエネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排出の抑制を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### **(8) 廃棄物の発生の抑制等**

- 事業者及び市民等は、温室効果ガスの排出の抑制のため、廃棄物の発生の抑制、再使用、再生利用その他の資源の有効利用に努めなければならない。

#### **(9) 森林の保全及び整備**

- 森林所有者等は、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るため、その適切な保全及び整備に努めなければならない。

#### **(10) 緑化の推進**

- 土地又は建物を所有し、又は管理する者は、温室効果ガスの排出抑制等のため、その土地又は建物に係る緑化の推進に努めなければならない。

#### **(11) 情報提供その他の必要な措置**

- 市は、事業者及び市民等の地球温暖化の防止の措置を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### **(12) 気候変動適応の推進**

- 市は、地域の特性を踏まえ、気候変動の影響に係る被害の最小化等の面から気候変動適応に関する施策を推進するものとする。
- 事業者及び市民等は、事業活動又はその活動において、気候変動適応に資するよう努めるものとする。

## 8 雑則

その他、条例の施行に関し必要な事項を定める。

### (1) 報告の徴収

- 市長は、この条例の施行に必要な限度において、計画書提出特定事業者その他の関係人に対し、この条例に基づく必要な措置の実施状況その他の必要な事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

### (2) 立入調査

- 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、計画書提出特定事業者その他の関係人の同意を得て、当該者に係る事業所その他の場所に立ち入り、施設、設備、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 上記の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

### (3) 勧告

- 市長は、次のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
  - ・事業者温室効果ガス削減計画書、変更後の事業者温室効果ガス削減計画書又は事業者温室効果ガス削減報告書の提出をせず、又は虚偽の記載をして提出をした特定事業者
  - ・事業者温室効果ガス削減計画書、変更後の事業者温室効果ガス削減計画書又は事業者温室効果ガス削減報告書に虚偽の記載をして提出をした一般事業者
  - ・市長の求めに対し報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした特定事業者及び一般事業者

### (4) 公表

- 市長は、勧告に従わなかった者について、勧告に従わなかった旨並びに当該勧告を受けた者の氏名及び住所等を公表することができる。
- 市長は、上記の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

#### **(5) エネルギー供給事業者の協力**

- 市長は、本市の区域内にエネルギーを供給している事業者（電気事業者及びガス事業者）に対し、本市の区域内におけるエネルギーの供給量その他の地球温暖化対策を推進するために必要な情報の提供を求めることができる。

#### **(6) 委任**

- この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。



## おわりに

仙台市環境審議会では、本市における地球温暖化対策のあり方について市から諮問を受け、地球温暖化対策を推進するための条例のあり方や、(仮称)温室効果ガス削減アクションプログラムの制度内容について検討を行ってきた。

国際社会においては、地球温暖化対策に係る国際的な枠組みである「パリ協定」における、「産業革命以前からの気温上昇を 2℃未満に抑える」の方向性のもと、各国が温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいる。

しかし、国連の気候変動に関する政府間パネル (IPCC) が 2018 年 10 月に公表した報告書によれば、温室効果ガスの排出ペースが現状のまま続けば、2030 年にも世界の気温が産業革命前に比べて 1.5℃上昇すると予想されており、これまでも増して地球温暖化対策に取り組む必要がある。

審議会において検討してきた地球温暖化対策を推進するための条例のあり方では、市、事業者及び市民等のそれぞれが果たすべき責務や取り組みを明らかにするとともに、協働して地球温暖化対策に取り組む姿勢を明確にすることで、改めて各主体が自主的かつ積極的に行動するきっかけとなるものとする。

この条例が、地球環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を実現し、杜の都の良好な環境を将来の世代に引き継ぐための道標となることを願い、本審議会からの報告とするものである。

## 参考資料

### 1 仙台市環境審議会及び地球温暖化対策検討部会の開催状況

#### (1) 仙台市環境審議会

回	開催日	内容
平成 30 年度 第 2 回	2018 年 9 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問</li> <li>・ 地球温暖化対策検討部会の設置について</li> <li>・ 今後の進め方について</li> </ul>
平成 30 年度 第 4 回	2019 年 1 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市における地球温暖化対策のあり方の中間報告案について</li> <li>・ 今後の進め方について</li> </ul>
令和元年度 第 1 回	2019 年 5 月 28 日 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市における地球温暖化対策のあり方の答申案について</li> </ul>

#### (2) 地球温暖化対策検討部会

回	開催日	内容
第 1 回	2018 年 10 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球温暖化対策検討部会の進め方について</li> <li>・ 地球温暖化を取り巻く状況と市の対応について</li> <li>・ 地球温暖化対策を推進するための条例のあり方について</li> <li>・ (仮称) 温室効果ガス削減アクションプログラムについて</li> </ul>
第 2 回	2018 年 11 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球温暖化対策を推進するための条例のあり方について</li> <li>・ (仮称) 温室効果ガス削減アクションプログラムについて</li> </ul>
第 3 回	2018 年 12 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (仮称) 温室効果ガス削減アクションプログラムについて</li> <li>・ 本市における地球温暖化対策のあり方の中間報告素案について</li> </ul>
第 4 回	2019 年 5 月 10 日 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市における地球温暖化対策のあり方の答申素案について</li> </ul>

## 2 環境審議会の委員名簿

役職	委員名	所属・職名
	青木 ユカリ	特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター 常務理事
	大越 和加	東北大学大学院農学研究科 教授
	小沢 晴司	環境省 東北地方環境事務所長
	後藤 康宏	宮城県 環境生活部長
	風間 聡	東北大学大学院工学研究科 教授
	加藤 けんいち	市議会議員
	金久保 佐知子	一般社団法人仙台市医師会
	木坂 理絵	仙台弁護士会
	北川 尚美	東北大学大学院工学研究科 教授
	駒井 武	東北大学大学院環境科学研究科 教授
	齊藤 千映美	宮城教育大学 環境教育実践研究センター長
	齋藤 優子	東北大学大学院環境科学研究科 特任助教
	藤澤 義人	東北運輸局 交通政策部長
	佐々木 真由美	市議会議員
	菅井 茂	仙台市連合町内会長会 会長
	高山 秀樹	仙台商工会議所 理事・事務局長
	瀧川 利美	東北経済産業局 資源エネルギー環境部長
副会長	中静 透	大学共同利用機関法人人間文化研究機構 総合地球環境学研究所 特任教授
副会長	永幡 幸司	福島大学共生システム理工学類 教授
	引地 智恵	一般社団法人みやぎ工業会 理事
	緑上 浩子	公益財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク 評議員
	柳沼 眞理	みやぎ環境カウンセラー協会
	渡邊 昭	仙台農業協同組合
	渡辺 博	市議会議員
会 長	渡邊 浩文	東北工業大学 副学長

(五十音順)

### 3 地球温暖化対策検討部会の委員名簿

役職	委員名	所属・職名
委員	青木 ユカリ	特定非営利活動法人せんだい・みやぎ NPO センター 常務理事
部会長代理	風間 聡	東北大学大学院工学研究科 教授
部会長	駒井 武	東北大学大学院環境科学研究科 教授
委員	高山 秀樹	仙台商工会議所 理事・事務局長
委員	引地 智恵	一般社団法人みやぎ工業会 理事
委員	緑上 浩子	公益財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク 評議員

(五十音順)